

第一部 証券情報

第 1 募集要項

1. 新規発行債券（3年債）

銘 柄	第 42 回 独立行政法人福祉医療機構債券	債券の総額	金 17,000 百万円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金 17,000 百万円
各債券の金額	1,000 万円	申込期間	平成 27 年 6 月 3 日
発行価格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には、利息をつけない。
利率	年 0.100 パーセント	払込期日	平成 27 年 6 月 17 日
利払日	毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限	平成 30 年 6 月 20 日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 27 年 12 月 20 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 発行日の翌日から平成 27 年 6 月 20 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各債券の金額 100 円につき金 100 円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成 30 年 6 月 20 日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担 保	本債券の債権者は、独立行政法人福祉医療機構法の定めるところにより、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付
本債券について、機構は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からAAの信用格付を平成27年6月3日付で取得している。
R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。
R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。
R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。
R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。
利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。
本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。
R&I：電話番号 03-3276-3511
2. 募集の受託会社
 - (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。
 - (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
 - (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに機構及び募集の受託会社との間の平成27年6月3日付第42回独立行政法人福祉医療機構債券募集委託契約証書に定める事務を行う。
3. 期限の利益喪失に関する特約
機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。
 - (1) 機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
 - (2) 機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
 - (3) 機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
 - (4) 法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
4. 期限の利益喪失の公告
前項の規定により機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)の定める方法により公告する。
5. 公告の方法
 - (1) 機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 - (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
6. 債券原簿の公示
機構は、機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

<p>摘 要</p>	<p>7. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(3) 債権者集会は、機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>① 債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき</p> <p>② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき</p> <p>③ 決議が著しく不公正であるとき</p> <p>④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)の定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は、機構の負担とする。</p> <p>8. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務</p> <p>(1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>9. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、引受並びに募集の取扱会社の事務幹事会社が適宜募入額を定める。</p>
------------	---

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（3年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	みずほ証券株式会社 SMB C日興証券株式会社 野村証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 東京都中央区日本橋一丁目9番1号	百万円 6,800 5,100 5,100	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本債券の引受手数料は各債券の金額100円につき金17.5銭とする。
	計		百万円 17,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務 受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

3. 新規発行債券（10年債）

銘 柄	第43回 独立行政法人福祉医療機構債券	債券の総額	金10,000百万円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金10,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成27年6月3日
発行価格	各債券の金額100円につき 金100円	申込証拠金	各債券の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には、利息をつけない。
利率	年0.558パーセント	払込期日	平成27年6月17日
利払日	毎年6月20日及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限	平成37年6月20日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成27年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 発行日の翌日から平成27年6月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額 各債券の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成37年6月20日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本債券の債権者は、独立行政法人福祉医療機構法の定めるところにより、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付
本債券について、機構は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からAAの信用格付を平成27年6月3日付で取得している。
R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。
R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。
R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。
R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。
利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。
本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。
R&I：電話番号 03-3276-3511
2. 募集の受託会社
 - (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。
 - (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
 - (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに機構及び募集の受託会社との間の平成27年6月3日付第43回独立行政法人福祉医療機構債券募集委託契約証書に定める事務を行う。
3. 期限の利益喪失に関する特約
機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。
 - (1) 機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
 - (2) 機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
 - (3) 機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
 - (4) 法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
4. 期限の利益喪失の公告
前項の規定により機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)の定める方法により公告する。
5. 公告の方法
 - (1) 機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 - (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
6. 債券原簿の公示
機構は、機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

<p>摘 要</p>	<p>7. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(3) 債権者集会は、機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>① 債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき</p> <p>② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき</p> <p>③ 決議が著しく不公正であるとき</p> <p>④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるすることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)の定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は、機構の負担とする。</p> <p>8. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務</p> <p>(1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>9. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、引受並びに募集の取扱会社の事務幹事会社が適宜募入額を定める。</p>
------------	--

4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（10年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	百万円 4,000	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本債券の引受手数料は各債券の金額100円につき金30銭とする。
	SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,000	
	野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	3,000	
	計		百万円 10,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

5. 本債券の発行により調達する資金の用途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
27,000百万円	70.1百万円	26,929.9百万円

(注) 上記金額は、第42回独立行政法人福祉医療機構債券及び第43回独立行政法人福祉医療機構債券の合計金額です。

(2) 手取金の用途

上記の手取概算額26,929.9百万円は、機構法第12条第1項第1号、第5号及び第6号に定める福祉貸付事業、第2号及び第3号に定める医療貸付事業（一般勘定 概算額9,965.3百万円）並びに第12号に定める年金担保貸付事業（年金担保貸付勘定 概算額16,964.6百万円）の貸付原資に平成27年6月下旬に充当する予定です。

第二部 参照情報

1. 参照書類

機構の経理の状況等、その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

「債券内容説明書 発行者情報の部 平成 25 年度決算」（平成 26 年 12 月 1 日現在）（以下「本説明書発行者情報の部」という。）

2. 参照書類の補完情報

(1) 事業等のリスク及び将来に関する事項について

本債券の発行者である機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなす、上記に掲げた参照書類としての本説明書発行者情報の部には「事業等のリスク」に関する事項が記載されておりますが、当該「事業等のリスク」について、本説明書発行者情報の部の作成日（平成 26 年 12 月 1 日）以降、本説明書証券情報の部の作成日（平成 27 年 6 月 3 日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、本説明書発行者情報の部には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本説明書証券情報の部の作成日（平成 27 年 6 月 3 日）現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(2) 「独立行政法人制度改革関連法」について

平成 26 年 6 月 13 日に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法案の整備に関する法律」が公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されております。

(3) 「不要財産の国庫納付」について

会計検査院による平成 25 年度決算検査報告における当機構への意見表示「独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について」への対応として、厚生労働省と協議を行い、平成 27 年 3 月 20 日付で、14.3 億円の不要財産（現預金）を国庫納付し、当該政府出資金の規模を縮減いたしました。

(4) 年度計画の策定について

機構は、通則法第31条第1項の規定に基づき、平成27年度計画を定めております。内容は以下のとおりです。

独立行政法人福祉医療機構年度計画（平成27年度）

独立行政法人福祉医療機構は、平成20年10月に策定した経営理念「民間活動応援宣言」に基づき、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援するため、適切な業務運営に努めることとする。

平成27年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構年度計画を、次のとおり定める。

平成27年3月31日

独立行政法人福祉医療機構
理事長 長野 洋

第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、「専門性の向上」を図り、かつ、「業務間の連携強化」により、法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための取組みを実施する。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- (1) 事務・事業の合理化・効率化を図るため、業務の実態を踏まえつつ、業務運営体制の見直しを行う。
- (2) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。
- (3) 民間活動応援宣言の具体化に向けて、機構の総合力を発揮し、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。

2 業務管理（リスク管理）の充実

- (1) 新たなガバナンス態勢の運用を通じて洗い出されたリスク管理機能に係る課題を検証するとともに、引き続き、ガバナンス態勢等の充実・強化を図るため、リスクごとの適切な管理及びモニタリングを実施するほか、内部統制強化に資する内部監査機能の強化を図るなど、更なる高度化を推進する。
また、顧客保護及び情報資産の安全確保のため、情報セキュリティ対策の強化を図る。
- (2) 品質マネジメントシステムの継続的な運用を通じ、ガバナンス態勢とあわせ業務上の課題や顧客からのニーズ等を適切に把握のうえ、モニタリングを実施し改善措置等を講じる。
また、リスク管理に重点化した内部監査を実施し、監査結果に基づく改善計画の進捗管理を徹底することにより、事務リスクの抑制を図る。
さらに、業務改革等に向けた職員の自主的な取組みを奨励し、業務改善活動の推進及び更なる活性化に取り組む。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

- (1) 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図る。
- (2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、第3期中期計画期間における情報化推進計画に基づき、システム等の改善を図る。
- (3) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報システムに精通した人材を育成するための研修プログラムに基づく外部研修を受講する等情報管理担当部署の専門性の向上を図る。
- (4) 業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。

2 経費の節減

- (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務方法等を点検し、その改善等を図ることにより、事務の効率化を推進し、経費の節減に努める。

- (2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。
- ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
 - ② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図る。
また、一者応札・応募の改善策として、一般競争入札等の公告期間を10営業日以上とする。
 - ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。
 - ④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。
- (3) 運営費交付金を充当して行う業務においては、運営費交付金の効率的、効果的な使用を徹底することにより、一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）について、経費節減に関する中期計画を達成するよう、更なる経費の削減への取組を行う。
(注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因を除く。
総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。
機構の給与水準について、引き続き適正化に向けた取組を進めるとともに、取組状況を公表する。

第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(参考)

区 分	平成 27 事業年度
貸 付 契 約 額	286,500,000 千円
資 金 交 付 額	286,400,000 千円

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者に対し、融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備、耐震化整備、保育所等の整備等に係る資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。
特に、東日本大震災からの復旧・復興に資するため、引き続き、災害復旧・復興資金の優遇融資を実施する。
- (3) 提出書類の電子化などの電子媒体による配布など手続きの簡素化を進めるとともに、事業者に対する積極的な融資内容の周知や個別融資相談を実施し、利用者サービスの向上を図る。
特に個別融資相談においては、円滑な施設運営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言を行う。
- (4) これまでの融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。
また、次の取組を行うことにより、併せ貸しの一層の普及を図る。
 - ① 児童福祉事業及び障害者福祉事業について、低調な理由の要因分析の結果に基づき、必要な方策に着手する。
 - ② 協調融資金融機関数を拡大するため、民間金融機関が開催するセミナー等において、協調融資制度の周知・広報活動を行う。
- (5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。

2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(参考)

区 分	平成 27 事業年度
貸 付 契 約 額	132,100,000 千円
資 金 交 付 額	146,800,000 千円

- (1) 医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。
また、病院への融資については、ガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施する。

- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備や、金融環境の変化に伴う経営悪化に対応する経営安定化資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補充を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。
特に、東日本大震災からの復旧に資するため、引き続き、災害復旧資金の優遇融資を実施する。
- (3) 提出資料の電子化などの電子媒体による配布など手続きの簡素化を進めるとともに、全国数か所で実施する融資相談会の開催に加え、事業計画検討中の者に対し融資相談に出向くなど、融資相談の充実を図る。
特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と施設の機能強化に資する観点から、計画の早期段階からの確かな融資相談に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言を行う。
- (4) これまでの融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。
また、新たに導入する協調融資制度について、民間金融機関が開催するセミナー等において周知・広報活動を行い、協調融資金融機関数の拡大に努める。
- (5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。
また、融資審査においては、病院の機能等や経営状況についての第三者評価結果を引き続き活用する。

3 福祉医療貸付事業（債権管理）

福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 貸付債権の適正な管理
- ① 自己査定を含む貸付全般に係る内部プロセス等について分析・検討を行い、必要に応じて規程・マニュアル等見直すことにより、貸付債権の適正な管理を実施する。
 - ② 福祉医療貸付事業の貸付債権について、大口貸付先など継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行う。
 - ③ 東日本大震災において被災した社会福祉施設や医療施設等の貸付先に対し、引き続き、元利金の返済猶予及び返済条件の変更等を適切に実施する。
- (2) 債権悪化の未然防止の取組
- ① 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。
 - ② 平成26年度に策定した抽出基準に基づき選定した今後リスク管理債権化する恐れのある債権については、モニタリングを実施するとともに、必要に応じてフォローアップ調査を実施するなど、福祉医療経営指導事業等との連携強化による債権悪化の未然防止に取組む。
- (3) 経営が悪化した貸付先等への対応
- ① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援する。
 - ② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。

4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 集団経営指導（セミナー）については、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とする。
- (2) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設の適切な経営を支援するため、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図り、受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。
また、社会福祉法人の制度改正の方向性を踏まえ、社会福祉法人の経営改革に資するためのセミナーを開催する。
さらに、機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催する。
- (3) 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に向け、福祉医療分野における最新の政策動向等を踏まえた調査を実施し、リサーチレポートとして公表する。
また、新たに策定した経営分析プログラム、ガバナンス診断プログラムなどの診断手法によりコンサルティングを実施する。

- (4) 個別経営診断については、福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、280件以上の診断件数の実施に努める。
また、個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。
- (5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。
- (6) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当経費を上回る自己収入を確保する。

5 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、事後評価結果等とともに、国と協議のうえ設定するとともに、募集要領等に明記のうえ、公表するなど広く周知する。
- (2) 助成事業の選定については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において選定方針を策定し、公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行うものとする。
なお、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性や効果を十分考慮し、助成終了後の継続能力等を重視した審査・選定を行うとともに、特定の団体に対する継続的な助成を回避する観点から、固定化回避の取組みの更なる強化に努める。
- (3) 特定非営利活動法人等を育成、支援し、その活動を後押しする観点から、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業であるものとする。
- (4) 平成27年度分の「助成金申請書」の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。
- (5) 審査・評価委員会において、平成27年度における評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を策定し、当該方針に基づく事後評価を実施する。
また、事後評価結果については、速やかに公表するとともに、平成28年度分の助成事業の選定方針の改正等に適正に反映する等、継続的な改善を図る。
- (6) 助成効果をできる限り大きくするため、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。
また、先進的な取組みを行っている団体との意見交換等を通じて、職員の専門性の向上に努める。
- (7) 助成金の不正受給、不正使用を防ぐため、全助成先を対象に進捗状況を調査し、課題を抱えている団体については、現地訪問の上、課題解決のための相談、助言を行う。
加えて、助成先団体の法令遵守体制の確保のためのガバナンス強化の支援に努める。
- (8) 助成先に対する助言等を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があつた事業を85%以上とする。
- (9) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施し、満足度を80%以上の回答を得る。
- (10) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業や助成事業実施後の事業の波及効果や行政におけるモデル事業化に繋がった事業成果等をホームページ等で広く周知することにより、助成先団体の事業展開を支援する。
- (11) 助成事例等を活かした普及を行うため、助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。

6 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	平成27事業年度
4月1日現在の被共済職員数	807,658人
退職手当金支給者数	75,689人
退職手当金支給額	96,434,654千円
単 位 掛 金 額	44,700円

- (1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を50日以内とする。

- (2) 利用者の負担軽減に資する手続きの見直しに取り組みつつ、電子届出システムや機構ホームページなどを利用し、社会福祉施設職員等退職手当共済法改正による制度内容及び事務処理について周知・指導する。
また、電子届出システム利用者のニーズを把握するため、アンケート調査を実施し、電子届出システムの更なる改善や操作性の向上を図り、70%以上の利用者から負担が軽減されたとの回答を得る。
- (3) 平成27年度の新規加入法人のうち、当年度に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。
- (4) 委託業務の見直しを踏まえ、より効果的な窓口相談・届出受理の機能強化を図る。

7 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	平成27事業年度
新規加入者数	314人
新規年金受給者数	1,990人
保険対象加入者数	69,088人
年金給付保険金支払対象障害者数	54,629人
死亡・障害保険金額	6,937,100千円
年金給付保険金額	13,170,484千円

(1) 財政状況の検証

平成26年度の決算を踏まえ、心身障害者扶養保険財務状況検討会（以下、「財務状況検討会」という。）で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、機構ホームページで公表する等関係者に対し広く周知する。

なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。

また、各資産ともパッシブ運用を中心とし、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。

② 運用におけるリスク管理

基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、以下の方法によりリスク管理を行う。

- ・ 資産全体
資産全体のリスクを確認し、問題がある場合には適切な措置を講じる。
- ・ 各資産
各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの状況等を把握し適切に管理する。
- ・ 運用受託機関等
運用受託機関等に対しガイドラインを示し、運用状況及びリスク負担の状況を把握するとともに、信用リスクの管理等を行い、適切に管理する。

なお、運用状況については、毎月実績報告を受け、ベンチマーク収益率との乖離状況を把握するとともに、年4回（四半期毎）ヒアリングを実施する。

③ 運用に関する基本方針の見直し

運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、公表する。

④ 基本ポートフォリオの見直し及び年金給付のための流動性の確保

基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、資産運用委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。

また、短期資産において、年金給付等に必要流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

(参考) 基本ポートフォリオ及び設定された乖離許容幅

区 分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅
国内債券	74.5%	±8%
国内株式	8.5%	±5%
外国債券	8.5%	±5%
外国株式	8.5%	±5%

※上記資産の他、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保した短期資産を別途保有する。

⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

平成26年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる財務状況検討会において確認等の検証を行う。

(3) 事務処理の適切な実施

扶養共済制度を運営する地方公共団体に対する事務担当者会議を開催し、地方公共団体と相互の連携を図るとともに、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。

また、事務担当者会議の出席者に対するアンケート調査において、回答者の70%以上から満足したとの回答を得る。

8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努める。

(2) 利用者ニーズを踏まえ提供情報及び機能の見直しを行い、年間ヒット件数を7,000万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を90%以上とする。

(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。

(4) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努める。

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

(参考)

○年金担保貸付事業

区 分	平成27事業年度
貸付契約額	89,355,718千円
資金交付額	89,355,718千円

○労災年金担保貸付事業

区 分	平成27事業年度
貸付契約額	2,209,808千円
資金交付額	2,209,808千円

(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、中期目標期間中において損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる。

(2) 事業の実施状況等を把握し、国の要請に応じて「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づく国における計画立案に必要な基礎資料の提供を行う。

また、引き続き年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。

(3) ホームページ、リーフレット等により、制度の内容について周知するとともに、平成26年12月の制度取扱変更に係る利用者及び関係機関等からの問合せに適切に対応する。

また、引き続き、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等多様な外部団体20団体以上との連携協力による広報活動を展開するとともに、多重債務者等の借入れに関し、注意を促し、専門機関への相談につなげるための情報提供を行う。

(4) 受託金融機関の窓口等における利用者に対し、適切に対応するために、受託金融機関事務打合せ会議等により指導を適切に行う。

10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務の終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

- (1) 関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。
また、受託金融機関事務打合せ会議を開催し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。
- (2) 年金住宅融資等債権の貸付先について、債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。
- (3) 転貸債権に係るローン保証会社24社すべてについて、保証履行能力の把握及び分析を行う。
- (4) 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。
破綻した保証会社に代わって金融機関が転貸法人に対して弁済を行う期限が平成29年度に到来することを踏まえ、新たに策定した期限終了以降の基本方針等に基づき、関係者と以後の対応を協議する。
また、経済情勢の変化に伴うローン返済困難者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。
- (5) 転貸法人等に対して、国と連携して実情等を把握するとともに必要な助言等を行い、転貸法人等による適切な債権回収を促進させる。
早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じて法人の合併、事業譲渡、債権譲渡等による処理方を策定させ、適切な債権回収に努める。
また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る専門員を派遣するとともに、年1回以上専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行う。
- (6) 短期延滞債権については、転貸法人等に対し、迅速かつ着実な督促等を実施するよう徹底する。
また、長期延滞債権については、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、一層の早期債権回収に努める。

第4 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

別表1のとおり

2 収支計画

別表2のとおり

3 資金計画

別表3のとおり

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

117,400百万円

2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2) 一般勘定において、貸付原資の調達遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。
- (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

中期計画に定めた計画に基づき、平成27年度以降に国庫納付する宿舍について、土地境界確定測量、不動産鑑定評価等、売却手続きを進め、売却が完了次第、順次金銭納付を行う。

第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

- ・ 全勘定に共通する事項
業務改善にかかる支出のための原資
職員の資質向上のための研修等の財源

第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 職員の人事に関する計画

(1) 方針

- ① 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実情に即した、より適正な組織編成及び人員配置を行うとともに、組織の活性化に向けた取組を進める。
- ② 人事評価制度を引き続き適正に実施し、人事や給与への反映等の取組を進める。
- ③ 担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした、より効果的な研修を実施する。
また、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修や金融業務機能の強化のための研修を実施するとともに、民間金融機関等への研修派遣を行う。

(2) 人員に係る指標

平成27年度末の常勤職員数を期初の100%以内とする。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分にに関する事項

前期中期目標期間からの繰越積立金は、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てることとする。

予算
平成27年度予算

別表1

(単位:千円)

区 別	金 額								計
	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保 貸付勘定	労災年金担保 貸付勘定	承継債権管 理回収勘定	承継教育資 金貸付けあつ せん勘定		
収入									
運営費交付金	2,719,242	667,556	105,394						3,492,192
国庫補助金	702,542	25,032,802							25,735,344
社会福祉振興助成費補助金	702,542								702,542
給付費補助金		25,032,802							25,032,802
利子補給金	5,303,182								5,303,182
福祉医療貸付事業収入									
福祉医療貸付金利息	46,714,675								46,714,675
経営指導事業収入	39,001								39,001
福祉保健医療情報サービス事業収入	5,428								5,428
退職手当共済事業収入		77,310,276							77,310,276
損金		52,098,575							52,098,575
都道府県補助金		25,192,797							25,192,797
給付費支払資金運用等収入		18,904							18,904
心身障害者扶養保険事業収入			32,515,885						32,515,885
保険料収入			7,445,695						7,445,695
保険金			11,537,100						11,537,100
特別給付金			74,769						74,769
弔慰金			70						70
信託運用収入			287,767						287,767
扶養保険資金戻入			13,170,484						13,170,484
年金担保貸付事業収入				2,074,664					2,074,664
年金担保貸付金利息									
労災年金担保貸付事業収入					29,008				29,008
労災年金担保貸付金利息									
承継債権管理回収業務収入						33,266,613			33,266,613
承継債権貸付金利息						33,265,486			33,265,486
手数料収入						1,127			1,127
利息収入	10,263			1,333	1,202	159,313			172,111
雑収入	7,062	820	273	1,890	16	2,356			12,417
計	55,501,395	103,011,454	32,621,552	2,077,887	30,226	33,428,282			226,670,796
支出									
福祉医療貸付事業費	52,076,598								52,076,598
支払利息	51,951,413								51,951,413
業務委託費	50,720								50,720
債券発行諸費	74,465								74,465
東日本大震災復興福祉医療貸付事業費									
支払利息	187,211								187,211
社会福祉振興助成金	702,542								702,542
退職手当共済事業費		102,183,083							102,183,083
退職手当給付金		96,434,654							96,434,654
退職手当給付費支払資金繰入		5,748,429							5,748,429
心身障害者扶養保険事業費			32,515,885						32,515,885
支払保険料			7,445,695						7,445,695
年金給付保険金			13,170,484						13,170,484
弔慰金給付保険金			74,769						74,769
特別弔慰金給付金			70						70
扶養保険資金繰入			11,824,867						11,824,867
年金担保貸付事業費				1,862,166					1,862,166
支払利息				227,491					227,491
業務委託費				1,562,219					1,562,219
債券発行諸費				72,456					72,456
労災年金担保貸付事業費									
業務委託費					26,083				26,083
業務経費	819,996	430,396	18,628	58,748	1,581	1,903,310			3,232,659
福祉医療貸付業務経費	449,284								449,284
経営指導業務経費	101,640								101,640
福祉保健医療情報サービス業務経費	210,000								210,000
社会福祉振興助成業務経費	59,072								59,072
退職手当共済業務経費		430,396							430,396
心身障害者扶養保険業務経費			18,628						18,628
年金担保貸付業務経費				58,748					58,748
労災年金担保貸付業務経費					1,581				1,581
承継債権管理回収業務経費						1,903,310			1,903,310
一般管理費	235,854	24,773	10,606	19,035	1,235	59,647			351,150
人件費	1,920,853	213,207	76,433	175,285	3,577	270,516			2,659,871
計	55,943,054	102,851,459	32,621,552	2,115,234	32,476	2,233,473			195,797,248

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

収支計画
平成27年度収支計画

別表2

(単位:千円)

区 別	金 額								計
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	資 産 勘 定	
費用の部	56,989,497	102,871,414	20,797,288	2,154,257	35,365	2,269,450			185,117,273
経常費用	56,989,497	97,122,979	20,797,288	2,154,257	35,365	2,269,450			179,368,838
福祉医療貸付業務費	53,621,108								53,621,108
借入金利息	48,569,394								48,569,394
債券利息	3,952,926								3,952,926
債券発行諸費	74,465								74,465
業務委託費	50,018								50,018
福祉医療貸付業務経費	449,284								449,284
貸倒引当金繰入	525,021								525,021
経営指導業務費									
経営指導業務経費	101,640								101,640
福祉保健医療情報サービス業務費									
福祉保健医療情報サービス業務経費	210,000								210,000
社会福祉振興助成業務費	761,614								761,614
社会福祉振興助成費	702,542								702,542
社会福祉振興助成業務経費	59,072								59,072
退職手当共済業務費		96,865,050							96,865,050
退職手当給付金		96,434,654							96,434,654
退職手当共済業務経費		430,396							430,396
心身障害者扶養保険業務費			20,709,646						20,709,646
支払保険料			7,445,695						7,445,695
給付金			13,245,323						13,245,323
心身障害者扶養保険業務経費			18,628						18,628
年金担保貸付業務費				1,948,555					1,948,555
借入金利息				39,946					39,946
債券利息				197,599					197,599
債券発行諸費				72,456					72,456
業務委託費				1,566,402					1,566,402
年金担保貸付業務経費				58,748					58,748
貸倒引当金繰入				13,404					13,404
労災年金担保貸付業務費					30,163				30,163
業務委託費					26,126				26,126
労災年金担保貸付業務経費					1,581				1,581
貸倒引当金繰入					2,456				2,456
承継債権管理回収業務費									
承継債権管理回収業務経費						1,903,310			1,903,310
一般管理費	235,854	24,773	10,606	19,035	1,235	59,647			351,150
減価償却費	142,586	20,676	853	11,998	402	36,975			213,492
人件費	1,914,412	212,480	76,183	174,669	3,565	269,518			2,650,827
雑損	2,282								2,282
臨時損失		5,748,435							5,748,435
退職手当給付費支払資金繰入		5,748,435							5,748,435
収益の部	55,645,261	102,871,414	21,840,072	2,154,257	35,365	33,778,686			216,325,058
運営費交付金収益	2,719,242	667,556	105,394						3,492,192
福祉医療貸付事業収入	46,722,473								46,722,473
経営指導事業収入	39,001								39,001
福祉保健医療情報サービス事業収入	5,428								5,428
退職手当共済事業収入		52,117,485							52,117,485
掛金		52,098,575							52,098,575
給付費支払資金運用等収入		18,910							18,910
心身障害者扶養保険事業収入			20,993,696						20,993,696
受取保険料			7,445,695						7,445,695
保険金			11,611,939						11,611,939
金銭の信託運用益			1,936,062						1,936,062
年金担保貸付事業収入				2,063,346					2,063,346
労災年金担保貸付事業収入					29,128				29,128
承継債権管理回収業務収入						33,101,512			33,101,512
年金住宅資金等貸付金利息						33,100,385			33,100,385
手数料収入						1,127			1,127
補助金等収益	6,005,724	50,065,604							56,071,328
国庫補助金収益		25,032,802							25,032,802
都道府県補助金収益		25,032,802							25,032,802
社会福祉振興助成費補助金収益	702,542								702,542
利子補給金収益	5,303,182								5,303,182
資産見返運営費交付金戻入	142,509	20,676	853	25	5	1,270			165,341
財務収益									
受取利息	10,263			1,333	1,202	104,950			117,748
雑益	621	93	23	1,274	4	1,358			3,373
臨時利益		0	740,106			569,594			1,309,701
貸倒引当金戻入益						569,594			569,594
退職手当給付費支払資金戻入益		0							0
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益			740,106						740,106
前中期目標期間繰越積立金取崩額				88,278	5,025				93,304
総利益又は総損失(△)	△ 1,344,235	0	1,042,784	0	0	31,509,235			31,207,784

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

資金計画
平成27年度資金計画

別表3

(単位:千円)

区 別	金 額								
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	資 金 計	
資金支出	1,543,072,321	97,940,163	32,678,152	337,677,268	45,611,297	324,299,816		2,381,279,020	
業務活動による支出	489,145,336	97,103,030	20,796,685	91,470,952	2,242,284	176,676,585		877,434,873	
福祉医療貸付事業費	52,263,809							52,263,809	
福祉医療貸付金による支出	433,200,000							433,200,000	
社会福祉振興助成金による支出	702,542							702,542	
退職手当共済事業費		96,434,654						96,434,654	
心身障害者扶養保険事業費			20,691,018					20,691,018	
年金担保貸付事業費				1,862,166				1,862,166	
年金担保貸付金による支出				89,355,718				89,355,718	
労災年金担保貸付事業費					26,083			26,083	
労災年金担保貸付金による支出					2,209,808			2,209,808	
人件費支出	1,920,853	213,207	76,433	175,285	3,577	270,516		2,659,871	
経営指導業務費	101,640							101,640	
その他の業務支出	956,492	455,169	29,234	77,783	2,816	2,027,575		3,549,069	
国庫納付金の支払額						174,378,494		174,378,494	
投資活動による支出	715,000,000		11,824,867	48,500,000	43,200,000	147,300,000		965,824,867	
金銭の信託の増加による支出			11,824,867					11,824,867	
有価証券の取得による支出	715,000,000			48,500,000	43,200,000	147,300,000		954,000,000	
財務活動による支出	337,631,668			197,500,000				535,131,668	
長期借入金の返済による支出	268,631,668			29,800,000				298,431,668	
短期借入金の返済による支出				137,700,000				137,700,000	
債券の償還による支出	69,000,000			30,000,000				99,000,000	
翌年度への繰越金	1,295,316	837,133	56,600	206,316	169,013	323,230		2,887,611	
資金収入	1,543,072,321	103,640,163	32,678,152	337,677,268	45,611,297	324,299,816		2,386,979,020	
業務活動による収入	345,910,261	103,011,454	19,451,068	105,225,849	2,509,455	145,936,254		722,044,341	
福祉医療貸付事業収入	46,714,675							46,714,675	
福祉医療貸付回収金による収入	290,408,866							290,408,866	
経営指導事業収入	39,001							39,001	
福祉保健医療情報サービス事業収入	5,428							5,428	
退職手当共済事業収入		52,117,479						52,117,479	
心身障害者扶養保険事業収入			19,345,401					19,345,401	
年金担保貸付事業収入				2,074,664				2,074,664	
年金担保貸付回収金による収入				103,147,962				103,147,962	
労災年金担保貸付事業収入					29,008			29,008	
労災年金担保貸付回収金による収入					2,479,229			2,479,229	
承継債権管理回収業務収入						33,266,613		33,266,613	
承継融資業務収入						112,507,972		112,507,972	
運営費交付金収入	2,719,242	667,556	105,394					3,492,192	
補助金等収入	6,005,724	50,225,599						56,231,323	
その他の業務収入	17,325	820	273	3,223	1,218	161,669		184,528	
投資活動による収入	715,000,000		13,170,484	48,500,000	43,000,000	178,100,000		997,770,484	
定期預金の払戻による収入						68,100,000		68,100,000	
金銭の信託の減少による収入			13,170,484					13,170,484	
有価証券の償還による収入	715,000,000			48,500,000	43,000,000	110,000,000		916,500,000	
財務活動による収入	480,800,000			183,700,000				664,500,000	
長期借入れによる収入	460,800,000			12,000,000				472,800,000	
短期借入れによる収入				137,700,000				137,700,000	
債券の発行による収入	20,000,000			34,000,000				54,000,000	
前年度よりの繰越金	1,362,060	628,709	56,600	251,419	101,842	263,562		2,664,194	

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(5) 平成27年度予算について

[貸付事業計画]

【一般勘定】

区 分		25年度予算額	26年度予算額	27年度予算額			
		当初予算額	当初予算額	予算額	対前年度(当初予算額)		
					増△減額	伸び率	
		億円	億円	億円	億円	%	
福祉貸付	貸付契約額	2,546	2,880	2,865	△ 15	△ 0.5	
	資金交付額	2,515	2,752	2,864	112	4.1	
医療貸付	貸付契約額	2,140	1,536	1,321	△ 215	△ 14.0	
	資金交付額	2,058	1,575	1,468	△ 107	△ 6.8	
合 計	貸付契約額	4,686	4,416	4,186	△ 230	△ 5.2	
	資金交付額	4,573	4,327	4,332	5	0.1	
	財政融資資金借入金	4,205	3,986	4,608	622	15.6	
	自己資金	368	341	△ 276	△ 617	△ 180.9	
	(うち福祉医療機構債券)	(200)	(200)	(200)	-	(-)	

【年金担保貸付勘定】

区 分		25年度予算額	26年度予算額	27年度予算額			
		当初予算額	当初予算額	予算額	対前年度(当初予算額)		
					増△減額	伸び率	
		億円	億円	億円	億円	%	
年金担保貸付	貸付契約額	1,296	1,231	894	△ 337	△ 27.4	
	資金交付額	1,296	1,231	894	△ 337	△ 27.4	
	民間借入金	165	459	△ 178	△ 637	△ 138.8	
	自己資金	1,131	772	1,072	300	38.9	
	(うち福祉医療機構債券)	(380)	(450)	(340)	(△ 110)	(△ 24.4)	

(参考)

区 分		25年度予算額	26年度予算額	27年度予算額			
		当初予算額	当初予算額	予算額	対前年度(当初予算額)		
					増△減額	伸び率	
		億円	億円	億円	億円	%	
福祉医療機構債券(合計)		580	650	540	△ 110	△ 16.9	

[交付金・補給金・補助金等の概要]

区 分		25年度予算額			26年度予算額	27年度予算額			
		当初予算額	第一次補正	計	当初予算額	予算額	対前年度(当初予算額)		
							増△減額	伸び率	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
一	般 勘 定	10,349,016	460,841	10,809,857	9,745,198	8,724,966	△ 1,020,232	△ 10.5	
	運 営 費 交 付 金	2,716,678	-	2,716,678	2,822,886	2,719,242	△ 103,644	△ 3.7	
	社会福祉振興助成費補助金	1,685,914	-	1,685,914	1,300,000	702,542	△ 597,458	△ 46.0	
	利 子 補 給 金	5,946,424	-	5,946,424	5,622,312	5,303,182	△ 319,130	△ 5.7	
	政 府 出 資 金	-	460,841	460,841	-	-	-	-	
共	濟 勘 定	25,501,296	-	25,501,296	25,568,479	25,700,358	131,879	0.5	
	運 営 費 交 付 金	534,427	-	534,427	538,489	667,556	129,067	24.0	
	給 付 費 補 助 金	24,966,869	-	24,966,869	25,029,990	25,032,802	2,812	0.0	
保	險 勘 定	101,859	-	101,859	108,753	105,394	△ 3,359	△ 3.1	
	運 営 費 交 付 金	101,859	-	101,859	108,753	105,394	△ 3,359	△ 3.1	
合 計		35,952,171	460,841	36,413,012	35,422,430	34,530,718	△ 891,712	△ 2.5	
(内、運営費交付金)		3,352,964	-	3,352,964	3,470,128	3,492,192	22,064	0.6	

3. 参照書類を縦覧に供している場所

独立行政法人福祉医療機構

(東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル9階)

なお、機構ホームページにも掲載されております。

○機構ホームページ

<http://hp.wam.go.jp/>